

委員会名称及び諮問事項の変更について

平成28年4月26日

電力広域的運営推進機関

調整力等に関する委員会について、以下の通り、委員会の名称、委員会への諮問事項等を変更する。

(1) 委員会名称の変更

変更前	変更後
調整力等に関する委員会	調整力及び需給バランス評価等に関する委員会

(2) 委員会への諮問事項の変更

変更前	変更後（変更点に下線）
(1) 調整力の今後のあり方に係る検討	(1) <u>予備力及び調整力の今後のあり方に係る検討</u>
(2) 連系線マージンの今後のあり方に係る検討	(2) <u>連系線マージンの今後のあり方に係る検討</u>
	(3) <u>電源入札等の検討開始の必要性を判断するための需給バランス評価及び需給変動リスク分析に係る検討</u>

以上

<参考> 定款の関係条文

(委員会)

第41条 本機関は、理事会の議決を経て、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

2 委員会は、理事会の諮問に応じて業務運営に関する重要事項又は専門的知見を必要とする事項を調査審議し、理事会に対し意見を述べることができる。

3 委員会は、複数名の委員で構成するものとし、委員数、委員の資格、委員の任期、委員の選解任の手續その他委員会を運営する上で必要な事項は、委員会ごとに、理事会が定める。